

# 新県立体育館整備事業 実施方針に関する質問への回答

- ・新県立体育館整備事業実施方針に関する質問への回答を次のとおり公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・質問への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成30年（2018年）4月27日

滋賀県

■実施方針質問一覧

| No. | 資料名  | タイトル  | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|-------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |      |       | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 1   | 実施方針 | 事業の目的 | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 「周辺の大学・機関等との連携等」との記載がありますが、具体的に想定されている大学名、機関名をご教示ください。  | 周辺の大学・機関等とはびわこ文化公園都市内に立地する大学、福祉施設、文化施設等としており、具体的には新たな資料としてお示しする別紙参考資料「びわこ文化公園都市内立地関連施設名称」を参照してください。   |
| 2   | 実施方針 | 事業の目的 | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 「多様な施設が集積するびわこ文化公園都市の強みを活かし、周辺の大学・機関等との連携等を含めて」とありますが、周辺の大学・機関等とは、立命館大学、龍谷大学、滋賀医科大学、障害者福祉センター、県立図書館、および整備が予定されている新生美術館他でよろしいか   | 周辺の大学・機関等とはびわこ文化公園都市内に立地する大学、福祉施設、文化施設等としております。また、質問No.1の回答を参照してください。   |
| 3   | 実施方針 | 事業の目的 | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 「滋賀県では、2024年に開催が予定されている第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、スポーツ・健康づくりの拠点整備を目指して、老朽化が進むウカルちゃんアリーナ(現県立体育館)を、びわこ文化公園都市内に移設整備する」とありますが、県立体育館だけでなく、県立スポーツ会館機能、測定機能を設けることと理解してよろしいか。 | 「新県立体育館施設整備基本計画」では、拠点整備の目指す姿の一つとして「多機能、多目的な利用への対応」があり「手軽な運動や防災拠点など多目的に活用できる広場の整備を行うとともに、現在の県立スポーツ会館が有するトレーニング機能を併設することにより、医科学的な要素を含め、効果的なトレーニングを実施できる施設とする。」としております。具体的な測定機能については、要求水準書(案)P66(5)トレーニング室・体力測定室運営業務を参照してください。 |
| 4   | 実施方針 | 事業の目的 | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 「新県立体育館の施設内容、諸室構成・規模などを検討するとともに、多様な施設が集積するびわこ文化公園都市の強みを活かし」とありますが、諸室構成とは業務水準書案P22の競技団体交流室も含めると考えてよろしいか  | 「新県立体育館施設整備基本計画」では、諸室構成・規模などの検討を行いました。そのことを踏まえ、実施方針等を作成しております。諸室構成については、要求水準書(案)P17からの「競技団体等交流室」を含む諸室の配置等計画を参照してください。   |

| No. | 資料名  | タイトル                   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |      |                        | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 5   | 実施方針 | 事業の目的                  | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 「県域に効果を発現する施設となるよう、効率的な施設整備手法の導入を含め」とありますが、新県立体育館で得られた成果を各県立スポーツ施設等県域に波及させるものと理解してよろしいか。                          | 新県立体育館の整備・運営の効果が、県域全体に発現する施設となることを目的としております。  |
| 6   | 実施方針 | 事業の目的                  | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 現県立体育館の管理は、(公財)滋賀県体育協会が行っていますが、PFI法に基づく事業として特定事業に選定された場合には、PFI法に照らして(公財)滋賀県体育協会が構成員、または協力企業となることは無いと考えてよろしいでしょうか。 | PFI法において、(公財)滋賀県体育協会(現：滋賀県スポーツ協会)の参加を妨げる規定はございません。  |
| 7   | 実施方針 | 事業の目的                  | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 現県立体育館は、滋賀レイクスターズのホームコートとなっていますが、現体育館がPFI事業としての新体育館に移管された場合にも滋賀レイクスターズのホームコートとなると考えて良いのでしょうか。                     | 本県としては回答する立場にはありません。事業者にてご確認ください。   |
| 8   | 実施方針 | 事業の目的                  | 1    | 1 | (1) |     | エ  |      |    |      | 滋賀レイクスターズが協力企業や構成企業となることは可能なのでしょうか。   | 実施方針P12(4)入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たせば可能です。   |
| 9   | 実施方針 | スポーツ・健康づくり拠点整備の基本コンセプト | 1    | 1 | (1) |     | オ  | (ア)  |    |      | 「すべての県民がスポーツに参画し健康づくりに取り組むとともに、さまざまな交流や連携を通じて」とありますが、さまざまな連携とは、各県立スポーツ施設をはじめとする県内スポーツ施設との連携と考えてよろしいか。             | さまざまな連携とは県内スポーツ施設に限らず多様な主体との連携を想定しております。  |
| 10  | 実施方針 | 基本方針                   | 2    | 1 | (1) |     | オ  | (イ)  |    |      | 「『新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略』推進の拠点にふさわしい、県民のスポーツ・健康づくり、文化活動の中核施設」とありますが、他の県内の文化芸術施設との連携を含めて考えるものと理解してよろしいか。            | 新県立体育館では、スポーツ・健康づくりはもとより、県内最大級の観客席を設置予定であることから、大規模会議やコンサート等の利用を図ることで、文化活動の中核施設としての役割を果たすこと等を基本方針としております。ご質問の他の県内の文化芸術施設との連携は、基本方針を実現する一つの方法と考えます。 |

| No. | 資料名  | タイトル                       | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答  |
|-----|------|----------------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|---|
|     |      |                            | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |   |
| 11  | 実施方針 | 競技スポーツだけでなく生涯スポーツや健康づくりの拠点 | 2    | 1 | (1) |     | オ  | (ウ)  | a  |      | 「競技スポーツだけでなく生涯スポーツや健康づくりの拠点」とありますが、拠点としての機能を発揮するため、各県立スポーツ施設をはじめとする県内スポーツ施設の連携を進めるものと考えてよろしいか。         | 新県立体育館では、競技スポーツだけでなく気軽に運動を行うことができる施設を整備し、人が集まる居場所づくりや、「する」「みる」「支える」スポーツの魅力を県民に発信し、県民がスポーツに親しむことができる場とするなど、県民の健康づくりに貢献する施設とすること等を基本方針としております。ご質問の各県立スポーツ施設をはじめとする県内スポーツ施設の連携を進めることは、基本方針を実現する一つの方法と考えます。 |
| 12  | 実施方針 | 競技スポーツだけでなく生涯スポーツや健康づくりの拠点 | 2    | 1 | (1) |     | オ  | (ウ)  | a  |      | 「滋賀のスポーツのレガシーを継承する、次世代に夢と希望を与えられる施設」とありますが、前回の国体後と同様に、優秀な指導者による選手育成や地域に根差したスポーツ競技の普及、新たな競技の定着と考えてよろしいか | 滋賀のスポーツのレガシーを継承する、次世代に夢と希望を与えられる施設については目指す姿であり、それを達成する具体的な方法については、事業者の提案が可能です。  |
| 13  | 実施方針 | 目指す姿                       | 2    | 1 | (1) |     | オ  | (ウ)  | a  |      | 「滋賀のスポーツのレガシーを継承」とありますが、貴県にて想定されているレガシーを具体的にお示しください。   | 滋賀のスポーツのレガシーとは、既存の施設だけではなく、第36回国体等今まで滋賀県内で開催されたスポーツイベントを通じて培われたノウハウやスポーツへの関心の高揚などを指します。   |
| 14  | 実施方針 | 実施方針                       | 2    | 1 | (1) |     | オ  | (ウ)  | b  |      | 「大学をはじめとする周辺施設等との効果的な連携を行う施設」とありますが、連携先として想定する大学・学部の具体名および連携する取組に関する要件等がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。         | 連携先については、質問No.1の回答を参照してください。取組については要求水準書P66(4)大学をはじめとする周辺機関との連携業務を参照してください。   |
| 15  | 実施方針 | 多機能、多目的な利用への対応             | 2    | 1 | (1) |     | オ  | (ウ)  | d  |      | 「医科学的な要素を含め」とありますが、具体的にはどのような環境を目指すのかご教授ください。  | 健康を維持・向上できるトレーニングやリハビリテーションが実施できる施設を目指しています。  |
| 16  | 実施方針 | 本施設の導入機能等                  | 2    | 1 | (1) |     | カ  |      |    |      | 選定事業者は指定管理者として、本施設の維持管理業務および運営業務を実施するとありますが、現体育館の指定管理者の位置づけについてご教示ください(協力企業?)                          | 入札参加者の参加資格要件を満たす者であれば入札に参加可能です。   |

| No. | 資料名  | タイトル      | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答   |
|-----|------|-----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |      |           | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 17  | 実施方針 | 本施設の導入機能等 | 2    | 1 | (1) |     | カ  |      |    |      | 中途解約時の失効タイミング、モニタリング等の措置、その他事業者側の債務負担等に関して、指定管理者制度とPFI事業契約との不整合が生じない建付けとしていただけるものと理解しておりますが、相違ないでしょうか。                                    | 指定管理者制度とPFI事業契約の関係については、入札公告時にお示しします。  |
| 18  | 実施方針 | 本施設の導入機能等 | 2    | 1 | (1) |     | カ  |      |    |      | 「選定事業者は地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として、本施設の維持管理業務および運営業務を実施する」とありますが、指定管理・運営期間は、14年4か月でよろしいか。   | 14年4か月を想定しておりますが、詳細は入札公告時にお示しします。  |
| 19  | 実施方針 | 本施設の導入機能等 | 2    | 1 | (1) |     | カ  |      |    |      | 「選定事業者は地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として、本施設の維持管理業務および運営業務を実施する」とありますが、指定管理・運営期間の14年4か月終了後も、引き続き県民のスポーツ・健康づくり、文化活動の中核施設としての役割を任せられると考えてよろしいか。 | 施設としての役割はご理解のとおりですが、本事業の事業期間は、2037年3月末日までです。   |
| 20  | 実施方針 | 本施設の導入機能等 | 3    | 1 | (1) |     | カ  | (オ)  | b  |      | 大津市道の線形改良が含まれておりますが、該当する対象箇所をご教示ください。   | 実施方針P3(オ)交通アクセスルートの改良については、本県で実施しますが、東側アクセス道路の舗装については、要求水準書(案)P9の(2)③アに記載のとおり事業者が実施してください。 |
| 21  | 実施方針 | 本施設の導入機能等 | 3    | 1 | (1) |     | カ  | (オ)  | c  |      | アクセス路は、大津市道ではなく「宅地内道路」との認識で正しいでしょうか。  | アクセス路については、敷地内通路との位置付けです。  |
| 22  | 実施方針 | 自由提案施設    | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 「本事業の事業計画に過度の影響を与えない施設」とはどのような程度でしょうか。  | 自由提案事業については、事業者において事業性や事業リスク等を検討し、自由提案事業の採算悪化等が本事業に影響を与えないように提案してください。                     |

| No. | 資料名  | タイトル   | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答                                     |
|-----|------|--------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |      |        | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 23  | 実施方針 | 自由提案施設 | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 自由提案施設は賃貸方式だと思われませんが、県との賃貸契約相手方はSPCとなるのでしょうか。それとも、SPC以外(商業デベロッパー、テナント等)となるのでしょうか。また、事業者提案としてどちらも認めていただけるのでしょうか。   | 入札公告時にお示しします。                          |
| 24  | 実施方針 | 実施方針   | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 自由提案施設について「事業主体を別途設立して実施する独立採算事業等」の提案は認めないとありますが、SPCから他の企業へ運営委託することは可能でしょうか。                                      | 可能です。                                  |
| 25  | 実施方針 | 自由提案施設 | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 自由提案施設の所有者は、構成員、協力企業、リース会社等と選定事業者以外でも宜しいでしょうか。  | 自由提案施設は県の所有となります。                      |
| 26  | 実施方針 | 自由提案施設 | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | “事業主体を別途設立して実施する独立採算事業等”の提案は認めないとされていますが、別途事業主体を設立せず、SPCの構成員若しくは協力企業が独立採算事業を実施することを妨げるものではない、との理解でよろしいでしょうか。      | 要求水準書(案)記載の要件を満たすことを前提としますが、ご理解のとおりです。 |
| 27  | 実施方針 | 自由提案施設 | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | “事業主体を別途設立して実施する独立採算事業等”の提案は認めないとされていますが、別途事業主体を設立せず、SPCの構成員若しくは協力企業以外の企業が独立採算事業を実施することを妨げるものではない、との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                             |
| 28  | 実施方針 | 自由提案施設 | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 自由提案施設は「本事業の事業目的と合致し」・「本事業の事業計画に過度の影響を与えない施設」とありますが、提案の可否については「競争的対話(予定)」等で提案書提出以前に貴県に採否のご判断をいただけると解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                             |

| No. | 資料名  | タイトル      | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答                   |
|-----|------|-----------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|----------------------|
|     |      |           | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |                      |
| 29  | 実施方針 | 自由提案施設    | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 自由提案施設は「県の財政負担の軽減にも寄与する」とありますが、不採算の場合、他の条件は満たしたとしても提案不可と解釈してよろしいでしょうか。 | 入札公告時にお示します。         |
| 30  | 実施方針 | 自由提案施設    | 3    | 1 | (1) |     | キ  |      |    |      | 確認ですが、自由提案施設は体育館に合築し当該部分の所有者は県であり、選定事業者は賃料を県に支払うとの理解で宜しいでしょうか。         | 入札公告時にお示します。         |
| 31  | 実施方針 | 事業期間      | 3    | 1 | (1) |     | ケ  |      |    |      | 設計・建設期間について、2022年9月末日とは引渡日のことでしょうか？仮にそうでない場合、引渡日はいつでしょうか。              | ご理解のとおりです。           |
| 32  | 実施方針 | 事業期間      | 3    | 1 | (1) |     | ケ  |      |    |      | 本施設の引渡日は、2022年10月1日で宜しいでしょうか。  | 質問No.31の回答を参照してください。 |
| 33  | 実施方針 | 本施設の引渡予定日 | 3    | 1 | (1) |     | ケ  |      |    |      | 本施設の引渡予定日は、設計・建設期間の終期である2022年9月末日で宜しいでしょうか。                            | 質問No.31の回答を参照してください。 |
| 34  | 実施方針 | 事業期間      | 3    | 1 | (1) |     | ケ  |      |    |      | 現県立体育館の閉鎖予定年月日は決定しているのでしょうか。   | 未定です。                |
| 35  | 実施方針 | 事業期間      | 3    | 1 | (1) |     | ケ  |      |    |      | 現県立体育館の設備備品で引き継ぐものの範囲は決定しているのでしょうか。すべてを新しく調達するのでしょうか。                  | 入札公告時にお示します。         |
| 36  | 実施方針 | 事業期間      | 4    | 1 | (1) |     | ケ  |      |    |      | 計画地造成工事の完了予定時期をご教示ください。  | 入札公告時にお示します。         |
| 37  | 実施方針 | 開業準備期間    | 4    | 1 | (1) |     | ケ  | (ア)  |    |      | 設計建設期間を短縮し、開業準備期間を2022年10月1日以前から開始することは可能でしょうか。                        | 開業準備期間は、変更できません。     |

| No. | 資料名  | タイトル    | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答   |
|-----|------|---------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|--|
|     |      |         | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |  |
| 38  | 実施方針 | 設計・建設期間 | 4    | 1 | (1) |     | ケ  | (ア)  |    |      | 確認ですが、開業準備期間は2ヶ月以上であり事業者の提案に委ねるとの解釈で宜しいでしょうか。  | 開業準備期間は、2022年10月1日から2022年11月末日とします。                          |
| 39  | 実施方針 | 事業期間    | 4    | 1 | (1) |     | ケ  | (ウ)  |    |      | 維持管理・運営期間について、国体が終了するまでの期間と、それ以降の期間に事業期間を区分する必要はないのでしょうか。例えば国体が終了するまでは貴県や貴県が指定する競技団体等の施設専用利用(=利用料収入が県の収入)等を考慮しなくて良いのでしょうか。 | 事業期間を区分することは考えていません。   |
| 40  | 実施方針 | 事業範囲    | 4    | 1 | (1) |     | コ  |      | a  |      | 設計・建設段階で、本体育館で整備が想定される備品設置業務がございませんが、要求水準書案42項(エ)では示されております。備品設置業務を追加頂けますでしょうか。  | 備品設置業務は設計・建設段階の(a)施設整備業務の完工後業務に含まれています。                      |
| 41  | 実施方針 | 事業範囲    | 4    | 1 | (1) |     | コ  |      | a  | (b)  | 施設の引渡し前に開業準備業務を行うと、地方税法上「施設の使用」とみなされ、事業者に不動産取得税が課税される懸念がありますので、施設の引渡し後(施設の所有権移転後)に開業準備業務を行う建付けに変更していただけますでしょうか。            | 施設の引渡し日(2022年9月末日)の後に開業準備業務を行っていただきます。                       |
| 42  | 実施方針 | 開業準備業務  | 4    | 1 | (1) |     | コ  |      | a  | (b)  | 「開業準備期間中の維持管理業務」とありますが、入居日は2022年10月1日と考えてよろしいか。  | 入居日というものを特段定めていませんが、開業準備期間中も要求水準書(案)に定める維持管理を行っていただく必要があります。 |
| 43  | 実施方針 | 事業範囲    | 4    | 1 | (1) |     | コ  |      | a  | (b)  | 「a設計・建設段階」に「(b)開業準備業務」が含まれていますが、設計・建設期間は2022年9月末日であることから、開業準備業務は設計・建設段階に含まれないと解釈してよろしいでしょうか。                               | 質問No.41を踏まえ、開業準備期間は設計・建設期間に含まないこととします。                       |
| 44  | 実施方針 | 事業範囲    | 4    | 1 | (1) |     | コ  |      | a  | (b)  | 予約システム整備業務については、本体育館のみの運用を想定しておりますでしょうか、県の他の体育施設への汎用性は求められますでしょうか。   | 予約システム整備業務については、本体育館のみの運用を想定しております。                          |



| No. | 資料名  | タイトル               | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|--------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |      |                    | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 45  | 実施方針 | 事業範囲               | 4    | 1 | (1) |     | コ  |      | b  | (a)  | 維持管理業務に校内除雪業務がありますが、敷地外の除雪について、県、市等が行う周辺道路や歩道等の除雪業務について考え方をご教示ください。                             | 事業用地北側の大津市道幹2153号については、大津市において現時点では除雪予定はなく、地域の皆さまや道路使用者に除雪のご協力をお願いされています。その他の維持管理区域外の事業用地周辺については、現時点で除雪予定はございません。 |
| 46  | 実施方針 | 大学との連携             | 5    | 1 | (1) |     | コ  |      | b  | (b)  | 大学をはじめとする周辺機関との連携業務を提案するに際し、周辺の大学へのヒアリング等を行うことは可能でしょうか。その場合に先方の迷惑とならないよう周辺大学の連絡先を教示いただけないでしょうか。 | 各機関の了解を得られれば、ヒアリングを行うことも差し支えありません。また、質問No.1の回答を参照してください。  |
| 47  | 実施方針 | 事業範囲               | 5    | 1 | (1) |     | コ  |      | b  | (b)  | 大学をはじめとする周辺機関との連携に関し、該当する機関とこれまでに行った連携に向けた調整等の概要をご教示ください。                                       | 実施方針等の公表については、びわこ文化公園都市内に立地する大学、福祉施設、文化施設等にお伝えしております。また、連携業務の実施にあたり、事業者より問合せがある旨をびわこ文化公園都市内に立地する大学等にお伝えしております。    |
| 48  | 実施方針 | 運営業務               | 5    | 1 | (1) |     | コ  |      | b  | (b)  | 「トレーニング室・体力測定室運営業務」とありますが、トレーニング室・体力測定室について、室の規模や測定の種類に指定はありますか。                                | 入札公告時にお示しします。   |
| 49  | 実施方針 | 施設の利用形態            | 5    | 1 | (1) |     | サ  |      |    |      | 「本事業における施設の利用形態として、専用利用および個人利用を想定している」とありますが、専用使用とは現県立体育館の貸切り使用と同様の考え方であると理解してよろしいか。            | 利用形態については、ウカルちゃんアリーナ（現県立体育館）の状況を踏まえ、設定することを想定していますが、詳細については、入札公告時にお示しします。   |
| 50  | 実施方針 | 施設の利用許可等に関する基準について | 5    | 1 | (1) |     | シ  |      |    |      | 本施設の設置および管理に関する条例および同条例施行規則はいつ頃に明示される予定でしょうか。   | 入札公告時にお示しします。   |

| No. | 資料名  | タイトル               | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答   |
|-----|------|--------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |      |                    | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 51  | 実施方針 | 施設の利用許可等に関する基準について | 5    | 1 | (1) |     | シ  |      |    |      | 「本事業における施設の利用の許可や制限等の詳細は、本施設の設置および管理に関する条例および同条例施行規則に定める予定である」とありますが、現県立体育館の基準を基に定められるものと考えてよろしいか。(滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例第4条、第7条)                      | ウカルちゃんアリーナ(現県立体育館)の設置および管理に関する条例の基準等を踏まえ、本施設の条例を定める予定です。         |
| 52  | 実施方針 | 県が支払うサービス対価        | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | a  |      | 設計・建設の対価の割賦の期間は維持管理・運営期間(14年4ヶ月)となりますでしょうか？   | ご理解のとおりです。   |
| 53  | 実施方針 | 県が支払うサービス対価        | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | a  |      | 平成30年の税制変更に伴い、割賦基準による売上計上が不可となることから従来の消費税還付スキームが使えず、事業者側は施設整備費に係る消費税を含めて資金調達しなければなりません。したがって、割賦元本には施設整備費に係る消費税も含めて対価をお支払いいただけるものと理解しておりますが、相違ないでしょうか。 | 入札公告時にお示しします。  |
| 54  | 実施方針 | 設計・建設の対価           | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | a  |      | 設計・建設に要する費用は、「割賦方式により支払う」とありますが、提案した年度区分により、設計完了時及び各年度に建設費をお支払頂けると理解して宜しいでしょうか。   | 入札公告時にお示しします。  |
| 55  | 実施方針 | 設計・建設の対価           | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | a  |      | 設計・建設に要する費用について、事業契約に定める額を「割賦方式により支払う」とありますが、全額割賦払いではなく一括払い分もあるという認識で宜しいでしょうか。また、交付金等も想定されていますでしょうか。  | 設計・建設に要する費用については、全額割賦方式により支払う予定です。                               |
| 56  | 実施方針 | 設計・建設の対価           | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | a  |      | 確認ですが、「設計・建設の対価は割賦方式により支払う。」とあり、竣工時の一括支払いは無いとの理解で宜しいでしょうか。  | 全額割賦方式による支払いを予定しており、竣工時の一括払いの予定はございません。なお、対価の支払方法は、入札公告時にお示しします。 |

| No. | 資料名  | タイトル            | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|-----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |      |                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 57  | 実施方針 | 県が支払うサービス対価     | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | a  |      | 「割賦方式により支払う」とありますが、どのように分割されるかご教示ください。  | 対価の支払方法は、入札公告時にお示しします。  |
| 58  | 実施方針 | 県が支払うサービス対価     | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | b  |      | 開業準備の対価の一括払いの時期はいつ頃でしょうか。   | 対価の支払方法については入札公告時にお示しします。   |
| 59  | 実施方針 | 県が支払うサービス対価     | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | c  |      | 維持管理・運営に要する費用(光熱水費を除く部分)を各年度四半期ごとに支払うとなりますが、これは前払い(4月、7月、10月、1月)でしょうか。それとも後払い(6月、9月、12月、3月)でしょうか。   | 後払いを想定しています。なお、対価の支払方法は、入札公告時にお示しします。   |
| 60  | 実施方針 | 県が支払うサービス対価     | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | c  |      | 「各年度四半期ごとに支払う」とありますが、年度の始期は何月かご教示ください。  | 4月とします。   |
| 61  | 実施方針 | 選定事業者の収入        | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | c  |      | 維持管理・運営の対価は、維持管理業務に係るサービス対価、運營業務に係るサービス対価とし、それぞれ区分をされる予定でしょうか。                                      | 対価の支払方法は、入札公告時にお示しします。  |
| 62  | 実施方針 | 光熱水費の提案金額       | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | d  |      | 開業準備期間と維持管理・運営期間の光熱水費についてはそれぞれについて事業者が提案を行い、開業準備期間の光熱水費の支払いについては開業準備の対価と同タイミングで支払われるとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 63  | 実施方針 | 維持管理・運営に要する光熱水費 | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | d  |      | 全事業期間に亘り事業者にて光熱水費の変動リスクを負担することは過大なリスクとなります。ご提案した光熱水費の超過額または超過量について、事業者負担を軽減いただく方法をご検討いただけないでしょうか。   | 実施方針P27No.42光熱費の変動リスクに記載のとおり、光熱水の使用量の増減については、見直すことも含め検討しています。なお、光熱水費の改定方法等については、入札公告時にお示しします。 |

| No. | 資料名  | タイトル           | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答   |
|-----|------|----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |      |                | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 64  | 実施方針 | 選定事業者の収入       | 5    | 1 | (1) |     | ス  | (ア)  | d  |      | 「維持管理・運営に要する費用のうち、光熱水費に相当する額について、選定事業者の提案金額を基に事業契約に定める額を支払う」とありますが、実使用料との差額についてのお考えをご教示下さい。       | 質問No.63の回答を参照してください。                             |
| 65  | 実施方針 | 利用者から得る収入      | 6    | 1 | (1) |     | ス  | (イ)  | a  |      | 利用者から得る利用料金収入について、「県が提示した考え方を満たすことを条件として、」とありますが、同考え方を具体的にご教示ください。                                | 入札公告時にお示しします。                                    |
| 66  | 実施方針 | 利用者から得る収入      | 6    | 1 | (1) |     | ス  | (イ)  | a  |      | 利用料金の料金体系や県の考え方はいつお示し頂けるかご教示下さい。  | 入札公告時にお示しします。                                    |
| 67  | 実施方針 | 選定事業者の収入       | 6    | 1 | (1) |     | ス  | (イ)  | a  |      | “※県は、～その場合の利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを想定している。”とありますが、現時点で貴県が提示を検討されている考え方についてご教示下さい。               | 入札公告時にお示しします。                                    |
| 68  | 実施方針 | 利用者から得る収入      | 6    | 1 | (1) |     | ス  | (イ)  | a  |      | 「利用料金は直接、選定事業者の収入とすることを想定している」とありますが、利便施設を除いて、事業者の独立採算で運営業務を実施するのではなく、料金徴収業務を受託するという認識でよろしいでしょうか。 | 施設の利用料金については、指定管理者として事業者が徴収し、自らの収入とすることを想定しています。 |
| 69  | 実施方針 | 利用者から得る収入(その他) | 6    | 1 | (1) |     | ス  | (イ)  | a  |      | 駐車場は有料(課金)という理解でよろしいでしょうか。その場合、その収入は「a.利用者から得る利用料金収入」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。                        | 駐車場の利用料金の考え方については、入札公告時にお示しします。                  |
| 70  | 実施方針 | 事業者選定に関する基本的事項 | 8    | 2 | (1) |     |    |      |    |      | 1グループ入札の場合でも成立しますか(入札が1グループしかない場合であっても、入札の手続きは進んでいくのか)。   | 成立します。   |

| No. | 資料名  | タイトル               | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答  |
|-----|------|--------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|---|
|     |      |                    | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |   |
| 71  | 実施方針 | 入札価格               | 8    | 2 | (1) |     | イ  |      |    |      | スポーツ施設から得る利用料金収入等は入札価格に反映させるのでしょうか。又は事業者が提案する利用料金収入はあくまで参考値に過ぎず、実収支は県に帰属されるのでしょうか。   | 入札公告時にお示します。                                  |
| 72  | 実施方針 | 入札の中止等             | 9    | 2 | (1) |     | オ  |      |    |      | 競争性を確保し得ない場合とは、例えば応札者が1者の場合を指すとの解釈で宜しいでしょうか。   | 単に応募グループが1者であることをもって競争性を確保し得ない場合と認めることはありません。 |
| 73  | 実施方針 | 募集スケジュール           | 9    | 2 | (2) |     |    |      |    |      | 基本協定案と事業契約案の発表は、提案作業に取り掛かる意味で近々と考えていて宜しいでしょうか。   | 基本協定案と事業契約案は入札公告時にお示します。                      |
| 74  | 実施方針 | 募集および選定に係る想定スケジュール | 9    | 2 | (2) |     |    |      |    |      | 2018年9月に入札公告、加えて11月に入札説明書等に関する質問への回答の公表となっております。PFI事業への参画経験が少ない地元企業としましては、事業リスクや責任分担など、慎重に事業への参画に関する検討を行う必要があることから、2018年12月に参加表明書の受付締切となりますと、検討期間が非常に短く、参加意思決定ができないまま折角の機会を逸してしまうことを危惧しております。つきましてはこの締切日を遅らせていただくことをご検討いただけないでしょうか。2~3ヶ月程度の猶予をいただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。 | 入札公告時にお示します。                                  |
| 75  | 実施方針 | 募集および選定に係る想定スケジュール | 9    | 2 | (2) |     |    |      |    |      | 提案作業を効率的に進め、より良いご提案をさせていただくために、各社押印等の手続きに相当の時間を要する参加表明書の受付を入札提出書類の受付時に統一していただくことは可能でしょうか。  | 入札公告時にお示します。                                  |
| 76  | 実施方針 | 募集および選定に係る想定スケジュール | 9    | 2 | (2) | ⑩   |    |      |    |      | 入札参加グループの組成に時間を要することから、参加表明書の受付締切を入札提出書類の提出の直前としていただけないでしょうか。  | 入札公告時にお示します。                                  |

| No. | 資料名  | タイトル                 | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答  |
|-----|------|----------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|---|
|     |      |                      | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |   |
| 77  | 実施方針 | 募集および選定に係る想定スケジュール   | 9    | 2 | (2) | ⑩   |    |      |    |      | 参加表明から入札まで4か月程度(本契約までは10か月程度)の期間が見込まれていますが、応募グループの組成ならびに応札判断を適切に行うため、参加表明時期を入札と同時期または直前にするなどご検討いただけないでしょうか。<br>地元企業を含めて事業参画を検討するためにも宜しく願い申し上げます。 | 入札公告時にお示しします。   |
| 78  | 実施方針 | 回答の公表                | 11   | 2 | (3) |     | ウ  | (工)  |    |      | 質問者のノウハウ等に関わるものであり回答の公表を控えていただきたい場合には、その旨を記載することでよろしいでしょうか。  | 記載していただいた場合は、そのことを踏まえ公表・非公表の判断を行います。  |
| 79  | 実施方針 | 入札参加書等に関する説明会の開催(予定) | 11   | 2 | (3) |     | カ  |      |    |      | 説明会および現地見学会の開催については、各社何名程度参加できるでしょうか。  | 入札公告時にお示しします。   |
| 80  | 実施方針 | 入札参加書等に関する説明会の開催(予定) | 11   | 2 | (3) |     | カ  |      |    |      | 現地見学会の開催について、どの範囲の見学を予定されているのでしょうか。例えば東側アクセス道路の位置は確認できるのでしょうか。   | 造成工事中の予定ですが、東側アクセス道路の位置を含めできるだけ多くの範囲をご確認いただく予定をしております。                                  |
| 81  | 実施方針 | 競争的対話の実施             | 12   | 2 | (3) |     | ケ  |      |    |      | 競争的対話というのは具体的にどのような内容でしょうか。ご教示ください。  | 県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者と対面方式による対話を行います。なお、具体的な実施方法は入札公告時にお示しします。 |
| 82  | 実施方針 | 競争的対話の実施(予定)         | 12   | 2 | (3) |     | ケ  |      |    |      | 対話の参加人数は各グループ何名程度参加できるでしょうか。   | 入札公告時にお示しします。   |
| 83  | 実施方針 | 落札者の決定および公表          | 12   | 2 | (3) |     | サ  |      |    |      | 選定委員会では、提案書の審査・検討にあたり価格を含めた総合的な判断はされないという解釈でよろしいでしょうか。   | 落札者決定基準は入札公告時にお示しします。なお、選定委員会での審査方法の具体的な内容について、公表する予定はありません。                            |

| No. | 資料名  | タイトル              | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答   |
|-----|------|-------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|--|
|     |      |                   | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |  |
| 84  | 実施方針 | 入札参加者の構成          | 12   | 2 | (4) |     | ア  | (ア)  | b  |      | FA業務やSPC管理業務を担う企業が、SPCから直接業務を受託し、かつ出資をする場合は、「構成員」という理解でよろしいでしょうか。  | 入札参加者となって、SPCに出資する者を構成員とします。   |
| 85  | 実施方針 | 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 12   | 2 | (4) |     |    |      |    |      | ファイナンシャルアドバイザー等の業務を担当する企業には業務別資格要件は無いと理解して宜しいでしょうか。  | ご理解のとおりです。ただし、入札参加者となるのであれば、P13(ア)入札参加者の参加資格要件(共通)を満たす必要があります。   |
| 86  | 実施方針 | 入札参加者の構成等         | 12   | 2 | (4) |     | ア  | (ア)  |    |      | 公益財団法人滋賀県体育協会は本事業での構成員又は協力企業としての入札参加は可能であると考えてよろしいでしょうか。   | 実施方針P12(4)入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たせば可能です。  |
| 87  | 実施方針 | 入札参加者の構成          | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ア)  | b  |      | 協力企業はSPCから直接業務を請け負う他、構成企業からの業務請負でも可能かご教示下さい。   | 可能です。  |
| 88  | 実施方針 | 複数業務の禁止           | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 「維持管理業務と運營業務については、同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない」とありますが、理由をご教示ください。   | 運營業務について、高い専門性をもった事業者が業務を請け負っていただくことが、より良い体育館施設になるとの理由から維持管理業務と運營業務について、複数業務を禁止としました。<br>ただし、業務を実施する際に、維持管理業務を行う者が運營業務の一部を、運營業務を行う者が維持管理業務の一部を行うことは可能です。 |
| 89  | 実施方針 | 複数業務の禁止           | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 「・・・維持管理業務と運營業務については、同一の者、・・・が兼ねてはならない。」とありますが、全ての業務が同一でなければ問題ないとの理解でよろしいでしょうか。<br>運營業務の一部(自由提案事業など)を維持管理業務担当企業が行う方が効果的・効率的な場合もありますので、運營業務の一部を維持管理企業が行うことも可能としていただきたく存じます。 | 質問No.88の回答を参照してください。   |

| No. | 資料名  | タイトル            | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答                   |
|-----|------|-----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|----------------------|
|     |      |                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |                      |
| 90  | 実施方針 | 複数業務の禁止         | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 「維持管理業務と運營業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない」とありますが、維持管理に当たる者が運營業務の一部を担当することは可能でしょうか。  | 質問No.88の回答を参照してください。 |
| 91  | 実施方針 | 複数業務の禁止         | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 「維持管理業務と運營業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。」とありますが、維持管理業務の主たる業務を担当する企業と運營業務の主たる業務を担当する企業が同一であってはならない、という理解でよろしいでしょうか。                | 質問No.88の回答を参照してください。 |
| 92  | 実施方針 | 複数業務の禁止         | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 「維持管理業務と運營業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。」とありますが、例えば維持管理業務の一部の業務を担当する企業が運營業務の内の利便施設運營業務を担当することは可能でしょうか。                            | 質問No.88の回答を参照してください。 |
| 93  | 実施方針 | 複数業務の禁止         | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 「維持管理業務と運營業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。」とありますが、例えば維持管理業務の一部の業務を担当する企業が運營業務の内の自由提案事業を担当することは可能でしょうか。                              | 質問No.88の回答を参照してください。 |
| 94  | 実施方針 | 実施方針<br>複数業務の禁止 | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 「同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建築業務と工事監理業務および維持管理業務と運營業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係がある者が兼ねてはならない。」とありますが、例えば運營業務を主として担当する企業が維持管理業務内の業務を担当することは可能でしょうか。 | 質問No.88の回答を参照してください。 |



| No. | 資料名  | タイトル         | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|--------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |      |              | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 95  | 実施方針 | 複数業務の禁止      | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 確認ですが、運営企業が維持管理業務の一部(例えば館内清掃と警備業務)を担うことは可能との解釈で宜しいでしょうか。  | 質問No.88の回答を参照してください。  |
| 96  | 実施方針 | 複数業務の禁止      | 13   | 2 | (4) |     | ア  | (ウ)  |    |      | 維持管理の業務の一部を運営企業(運営スタッフ)が行う事も禁止されますでしょうか。例えば事務所内の清掃など。   | 質問No.88の回答を参照してください。  |
| 97  | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件 | 13   | 2 | (4) |     | イ  |      |    |      | FA業務やSPC管理業務を担う企業の入札参加資格要件は、共通の参加資格要件を満たしていればよい(業務別の参加資格要件はない)、との理解でよろしいでしょうか。                                    | ご理解のとおりです。  |
| 98  | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件 | 13   | 2 | (4) |     | イ  |      |    |      | 公益財団法人滋賀県体育協会様は入札に参加されないという理解でよろしいでしょうか。  | 質問No.86の回答を参照してください。  |
| 99  | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件 | 13   | 2 | (4) |     | イ  | (ア)  |    |      | 本件運営業務として求められる「大学をはじめとする周辺機関との連携業務」を考慮すると、立命館大学・龍谷大学・滋賀医科大学をはじめとする周辺機関が特定グループの構成員または協力企業として参加することは不可と解釈してよいでしょうか。 | 実施方針P12(4)入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たせば可能です。   |
| 100 | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件 | 13   | 2 | (4) |     | イ  | (ア)  | b  |      | 什器・備品等の調達・設置業務として協力企業として参加検討していますが、資格要件は「滋賀県物品関係競争入札参加資格者」であればよいですか。  | 入札参加者のうち、実施方針P14(イ)入札参加者の参加資格要件(業務別)に当たる者以外は、P13(ア)入札参加者の参加資格要件(共通)を満たす必要があります。 |
| 101 | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件 | 13   | 2 | (4) |     | イ  | (ア)  | b  |      | 競争入札参加資格者名簿の02役務、01警備において、滋賀県公安委員の認定がなく、営業所設置予定もないため、資格を得ていません。維持管理業務において各管理業務個別に参加資格が必要でしょうか。                    | 質問No.100の回答を参照してください。なお、関係法令の順守を求めます。   |

| No. | 資料名  | タイトル             | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答   |
|-----|------|------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |      |                  | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 102 | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件(共通) | 14   | 2 | (4) |     | イ  | (ア)  | i  |      | 選定委員様の所属される団体より公益財団法人滋賀県体育協会様の理事が選出されていますが、同協会様は入札に参加されないという理解でよろしいでしょうか。                         | 実施方針P12(4)入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たせば可能です。  |
| 103 | 実施方針 | 受注要件             | 14   | 2 | (4) |     | イ  | (イ)  | a  | (b)  | 実施設計実績は元請に限るとありますが、設計共同企業体の代表者としての実績も認めて頂けますでしょうか。また、PFIでの実績も認めて頂けますでしょうか。                        | 設計業務に関して、共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合、実績として認めます。また、PFIの実績は、元請の実績として認めることとします。  |
| 104 | 実施方針 | 建設業務に当たる者        | 15   | 2 | (4) |     | イ  | (イ)  | b  | (e)  | 「配置技術者の変更は原則として認めない。」とありますが、死亡・退職以外に病気・転勤等のやむを得ない事情により変更の必要が出てきた場合は、県との協議により認められる、との理解でよろしいでしょうか。 | 県との協議により認められる場合があります。  |
| 105 | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件     | 15   | 2 | (4) |     | イ  | (イ)  | d  |      | 「体育館に関する・維持管理実績」とありますが、この場合の体育館とは、どの程度の体育施設まで含まれますでしょうか。  | 維持管理業務についての実績要件は、体育館の規模について、要件はありません。  |
| 106 | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件     | 15   | 2 | (4) |     | イ  | (イ)  | e  |      | 運営業務のうち、利便施設や自由提案事業の運営に当たる者が運営業務に当たる者と別にいる場合、特に参加資格要件はないと理解してよろしいでしょうか？                           | 運営業務に当たる者は、実施方針P13(ア)入札参加者の参加資格要件(共通)および実施方針P15e運営業務に当たる者の参加資格要件を満たす必要があります。<br>なお、運営業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が実施方針P15e運営業務に当たる者の参加資格要件を満たせばよいものとしています。 |
| 107 | 実施方針 | 入札参加者の構成参加資格要件   | 15   | 2 | (4) |     | イ  | (イ)  | e  |      | 運営業務に当たる者の運営実績については、公共施設の体育館を運営する実績で宜しいでしょうか。同規模の都道府県の体育館を運営している実績が必要なのかご教示下さい。                   | 運営業務についての実績要件は、体育館の規模について、要件はありません。  |

| No. | 資料名  | タイトル              | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答   |
|-----|------|-------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |      |                   | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 108 | 実施方針 | 入札参加者の参加資格要件(業務別) | 15   | 2 | (4) |     | イ  | (イ)  | e  |      | 「体育館に関する1年以上の運営実績」とありますが、「武道館」は体育館の類似施設として要件を満たしますか。  | 満たさないこととします。   |
| 109 | 実施方針 | 参加資格の喪失           | 16   | 2 | (4) |     | エ  | (ア)  |    |      | 「開札日」を教示頂けますでしょうか。  | 入札提出書類(提案書)の提出締切の翌日を想定しています。   |
| 110 | 実施方針 | 参加資格の喪失           | 16   | 2 | (4) |     | エ  |      |    |      | 入札参加者が入札参加資格を欠いた場合、特に落札者決定日以降は貴県の本事業遂行スケジュールに基大な影響が出ることが想起されます。このため、通常、落札額の10%の違約金等、相応のペナルティが事業者には課されることと存じますが、本事業についても同様でしょうか。         | 入札保証金および契約保証金については、入札公告時にお示しします。   |
| 111 | 実施方針 | SPCの設立等の要件        | 17   | 2 | (4) |     | カ  | (イ)  |    |      | ここに記載された代表企業や構成員による出資比率の条件等はあくまでもSPC設立時の条件であり、その後の維持を求められているわけではないものと理解しておりますが、相違ないでしょうか。国が推進するSPC株式の流動化を阻害する条件等は、極力外して下さいますようお願いいたします。 | 構成員によるSPCへの出資比率が2分の1を超え、代表企業の出資比率が出資者中最大であることを満たすときは、株式の譲渡について相当の理由があると県が認める場合、株式の譲渡を認めることがあります。 |
| 112 | 実施方針 | SPCの設立等の要件        | 17   | 2 | (4) |     | カ  | (イ)  |    |      | 事業期間中、SPCの出資者間で出資比率を変更しようとする場合においても、県の事前の書面による承諾が必要となるのでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 113 | 実施方針 | SPCの設立等の要件        | 17   | 2 | (4) |     | カ  | (イ)  |    |      | SPC所在地は、本施設内でもよろしいでしょうか。  | 可能です。  |
| 114 | 実施方針 | SPC設立等の要件         | 17   | 2 | (4) |     | カ  | (イ)  |    |      | SPCを滋賀県内に設立することとありますが、施設引渡し完了した時点で、当該施設内に移転することは可能でしょうか。  | 可能です。  |

| No. | 資料名  | タイトル            | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答   |
|-----|------|-----------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|--|--|
|     |      |                 | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |  |
| 115 | 実施方針 | モニタリングの結果に対する対応 | 19   | 3 | (3) |     | エ  |      |    |      | モニタリングによっても施設整備費に係るサービス購入料は減額されず、また留保もされないという理解でありますが、相違ないでしょうか。                   | 入札公告時にお示します。   |
| 116 | 実施方針 | モニタリングの結果に対する対応 | 19   | 3 | (3) |     | エ  |      |    |      | モニタリングの対象には、利便施設運營業務、自由提案事業ともに含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。                           | モニタリングの対象には、利便施設運營業務、自由提案事業とも含む予定をしておりますが、詳細については、入札公告時にお示します。   |
| 117 | 実施方針 | 事業終了後の措置        | 19   | 3 | (4) |     |    |      |    |      | 要求水準を満足する状態での引き継ぎと有りますが、大規模な修繕が必要な場合も選定事業者の負担になりますでしょうか。                           | 事業終了1年前までに、施設の状況についてチェック・評価し、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を行う必要があります。   |
| 118 | 実施方針 | 立地条件            | 20   | 4 | (1) |     |    |      |    |      | 隠小谷遺跡に一部が該当との記載がありますが、埋蔵文化財調査に関し、県の考え方をお聞かせください。                                   | 埋蔵文化財調査は本県で実施済みです。また、併せて要求水準書(案)P10⑤埋蔵文化財の記載内容をご確認下さい。   |
| 119 | 実施方針 | 立地条件            | 20   | 4 | (1) |     |    |      |    |      | 「屋外広告物禁止地域」とありますが、利便施設運營業務やネーミングライツを含む自由提案事業の支障になると存じます。制限の内容や、今後の制限緩和につき、お示し願います。 | 制限の内容については、以下アドレスの大津市ホームページ等をご確認ください。<br>【 <a href="http://www.city.otsu.lg.jp/machi/keikan/okugai/1390283168242.html">http://www.city.otsu.lg.jp/machi/keikan/okugai/1390283168242.html</a> 】<br>制限緩和については、今後大津市において検討されるよう調整してまいります。 |
| 120 | 実施方針 | 敷地面積等           | 20   | 4 | (1) |     |    |      |    |      | 敷地面積等の正確な数字が確定する時期をご教示ください。  | 入札公告時にお示します。   |
| 121 | 実施方針 | 立地条件            | 20   | 4 | (1) |     |    |      |    |      | 敷地面積等は約11haとありますが、体育館等施設整備に必要な平面で利用できる敷地面積については入札公告の際に示されると考えてよろしいのでしょうか。          | ご理解のとおりです。   |

| No. | 資料名  | タイトル               | 該当箇所 |   |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答   |
|-----|------|--------------------|------|---|-----|-----|----|------|----|------|---|--|
|     |      |                    | 頁    | 数 | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |  |
| 122 | 実施方針 | リスク分担表             | 24   |   |     |     |    |      |    |      | 周辺機関との連携リスクは、どの項目に該当するかご教示ください。選定事業者の責めに帰さない理由にて、連携が困難となる場合も想定されます。   | 周辺機関との連携リスクについては、県で負担することは想定していません。  |
| 123 | 実施方針 | リスク分担表             | 24   |   |     |     |    |      |    |      | 保安林に囲まれていることから生息する野生動物や鳥獣害のリスクはどのようにお考えでしょうか。例えば施設の破損等や利用者の安全面等についてのリスクが考えられます。調査結果もご教示いただけますでしょうか。                             | 野生動物や鳥獣害から生じるリスクについては、事業化できないリスクは県が負担しますが、施設の破損等によるリスクは事業者が負担してください。調査結果は入札公告時にお示しします。 |
| 124 | 実施方針 | 契約締結リスク            | 24   | 2 |     |     |    |      |    |      | 談合事件等によって、選定事業者が入札参加資格を失わずとも、貴県議会で紛糾等する恐れがあるかと存じます。貴県としてはあくまで入札参加資格の有無が問題であり、市民団体等からの問題提起については考慮されないと理解してよろしいでしょうか。             | 入札公告に基づき、入札手続きを進めていくこととしております。   |
| 125 | 実施方針 | 資金調達リスク<br>住民対応リスク | 24   | 3 |     |     |    |      |    |      | 危険がリスク分担者となる住民対応リスク(本事業の遂行そのものへの住民訴訟等)により選定事業者が資金調達できない場合(住民訴訟等を理由に金融機関が選定事業者に融資を実行しない場合)は、貴県が当該資金調達リスクのリスク分担者として理解してよろしいでしょうか。 | ご質問の場合におけるリスクについては、県は負担しません。   |
| 126 | 実施方針 | 税制変更リスク            | 24   | 6 |     |     |    |      |    |      | 事業所税(大津市の事業所税)につき、選定事業者の利益に課せられる税制度ではありませんので、選定事業者はリスク分担者ではないと理解してよろしいでしょうか。  | 入札公告時にお示しします。  |
| 127 | 実施方針 | 住民対応リスク            | 24   | 8 |     |     |    |      |    |      | 住民対応リスクについては対象者または対象範囲等ご教示ください。   | 本県としては具体的な対象範囲等は想定していません。事業者にてご判断ください。   |

| No. | 資料名  | タイトル      | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答                                       |
|-----|------|-----------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|--|--|
|     |      |           | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |  |
| 128 | 実施方針 | 環境リスク     | 24   | 10 |     |     |    |      |    |      | 「県が行う業務」で想定されるものをご教示ください。  | 本県が行う造成以外において、現時点で具体的に想定しているものではありません。   |
| 129 | 実施方針 | 不可抗力リスク   | 25   | 12 |     |     |    |      |    |      | 不可抗力リスクには、特定できない第三者による行為も含まれると理解しておりますが、相違ないでしょうか。                                 | 入札公告時にお示しします。                            |
| 130 | 実施方針 | 金利変動リスク   | 25   | 13 |     |     |    |      |    |      | 基準金利確定日以降の金利変動リスクは事業者となっておりますが、事業期間の途中で金利の見直しはあるのでしょうか。                            | 事業期間中の金利の見直しは想定しておりませんが、詳細は入札公告時にお示しします。 |
| 131 | 実施方針 | 要求水準未達リスク | 25   | 14 |     |     |    |      |    |      | 要求水準未達リスクは事業者の責めに帰すべき事由による場合に限られるという理解でよろしいでしょうか。                                  | 要求水準未達リスクは事業者の負担です。                      |
| 132 | 実施方針 | 虚偽報告隠匿リスク | 25   | 18 |     |     |    |      |    |      | 虚偽報告隠ぺいリスクは事業者のみでしょうか。   | ご理解のとおりです。                               |
| 133 | 実施方針 | 地盤沈下リスク   | 25   | 19 |     |     |    |      |    |      | 県及び事業者双方の責めによらない地盤沈下リスクは21番の用地の瑕疵リスクに基づくという理解でありますが、相違ないでしょうか。                     | 入札公告時にお示しします。                            |
| 134 | 実施方針 | 用地未確保リスク  | 25   | 20 |     |     |    |      |    |      | 貴県と選定事業者のいずれにも帰責性のない地盤沈下によるリスクについては、No.12不可抗力リスクとして処理されるという理解でよろしいでしょうか。           | 質問No.133の回答を参照してください。                    |
| 135 | 実施方針 | 用地の瑕疵リスク  | 25   | 21 |     |     |    |      |    |      | 「用地瑕疵リスク」に関して、予測可能な場合であっても、想定以上に瑕疵が酷い状況の場合には、協議に乗っていただき、合理的な費用負担を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 想定できない瑕疵は予測不可能な瑕疵とします。                   |
| 136 | 実施方針 | 用地の瑕疵リスク  | 25   | 21 |     |     |    |      |    |      | 予測可能な土地瑕疵リスクは事業者側とのご判断ですが、県で行った土地調査や埋蔵物調査結果はご開示いただけるという判断で宜しいでしょうか。                | ご理解のとおりです。                               |

| No. | 資料名  | タイトル             | 該当箇所 |          |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|------------------|------|----------|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |      |                  | 頁    | 数        | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 137 | 実施方針 | 測量・調査リスク         | 25   | 22       |     |     |    |      |    |      | 「上記以外の測量調査に起因するリスク」には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する測量調査の瑕疵等は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。        | ご理解のとおりです。  |
| 138 | 実施方針 | 設計リスク            | 25   | 23       |     |     |    |      |    |      | 「上記以外による設計リスク」には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する設計変更は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。                 | 不可抗力や法令変更による設計変更に伴う工事費の増加分についての負担は、不可抗力や法令変更の項目のリスク分担を参照してください。 |
| 139 | 実施方針 | 工事費増大リスク         | 25   | 25       |     |     |    |      |    |      | 「上記以外の工事費の増大」には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する工事費の増大は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。                | 質問No.138の回答を参照してください。   |
| 140 | 実施方針 | 工事遅延リスク          | 25   | 26       |     |     |    |      |    |      | 貴県と選定事業者のいずれにも帰責性のない工事遅延リスクについては、No.12不可抗力リスクとして処理されるという理解でよろしいでしょうか。                           | 入札公告時にお示しします。   |
| 141 | 実施方針 | 物価変動リスク          | 26   | 27<br>38 |     |     |    |      |    |      | 「※3(及び※4)一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している」とありますが、検討結果の回答はいつ頃になりますでしょうか。                         | 入札公告時にお示しします。   |
| 142 | 実施方針 | 引渡し前損害リスク        | 26   | 28       |     |     |    |      |    |      | 事業者の責めによらない事由に起因する損害については、含まれないと考えておりますが、相違ないでしょうか？   | 引渡し前の損害リスクは事業者負担です。   |
| 143 | 実施方針 | 維持管理・運営段階におけるリスク | 26   |          |     |     |    |      |    |      | 維持管理・運営段階では、事業用地内に維持管理対象外の用地(法面、調整池等)も混在します。当該用地に起因したトラブルも想定されますことから、維持管理対象外用地管理のリスク分担をご教示ください。 | 入札公告時にお示しします。   |

| No. | 資料名  | タイトル                     | 該当箇所 |          |     |     |    |      |    |      | 質問内容   | 回答                                      |
|-----|------|--------------------------|------|----------|-----|-----|----|------|----|------|--|---|
|     |      |                          | 頁    | 数        | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |  |   |
| 144 | 実施方針 | 維持管理・運営費の変動リスク           | 26   | 34       |     |     |    |      |    |      | 「上記以外の事由による(物価変動を除く)維持管理・運営費の変動リスク」には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する維持管理・運営費の変動は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。    | 入札公告時にお示しします。                           |
| 145 | 実施方針 | 施設損傷リスク                  | 26   | 35       |     |     |    |      |    |      | 貴県および選定事業者のどちらにも責の無い施設損傷リスク(利用者の故意過失や第三者による施設損傷リスク)については、不可抗力リスクと解されませんか。                                      | 入札公告時にお示しします。                           |
| 146 | 実施方針 | 需要変動リスク                  | 26   | 36       |     |     |    |      |    |      | 「上記以外の事由に関する変動リスク」には不可抗力や法令変更等といった事業者の責めによらない事由に起因する需要変動に伴う維持管理・運営費の変動は含まれないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。              | 入札公告時にお示しします。                           |
| 147 | 実施方針 | 需要変動リスク                  | 26   | 36       |     |     |    |      |    |      | 県の事由による事業内容変更等に伴う需要変動リスク以外が選定事業者のリスクになっておりますが、スポーツ施設利用の需要変動に伴う利用料金の収支リスクは県という認識でよろしいでしょうか。                     | 入札公告時にお示しします。                           |
| 148 | 実施方針 | 什器・備品管理リスク               | 26   | 39       |     |     |    |      |    |      | 什器・備品管理リスクにおける第三者(利用者)の過失については、県が負担(当該利用者が直接負担を含む)し、事業者が負担するケースはあくまでも事業者の過失等により破損、紛失、盗難した場合に限るという理解でよろしいでしょうか。 | 什器・備品管理リスクは事業者の負担です。                    |
| 149 | 実施方針 | 什器・備品管理リスク               | 26   | 39       |     |     |    |      |    |      | 各種競技のルール改正や各種条例・基準・指針等によって備品の更新が必要となった場合は、貴県の負担で更新いただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                              |
| 150 | 実施方針 | 什器・備品管理、更新リスク<br>備品更新リスク | 26   | 39<br>40 |     |     |    |      |    |      | 県の責めに帰すべき事由による維持管理・運営業務に関する什器・備品等の破損・紛失・盗難のリスクは貴県にご負担いただけるものと理解しておりますが、相違ないでしょうか。                              | 県の責めに帰すべき事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難は想定していません。 |



| No. | 資料名  | タイトル       | 該当箇所 |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答  |
|-----|------|------------|------|----|-----|-----|----|------|----|------|---|---|
|     |      |            | 頁    | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |   |
| 151 | 実施方針 | 修繕リスク      | 26   | 41 |     |     |    |      |    |      | 経年劣化が認められたとしても要求水準を満足する限りにおいて修繕の必要は無いものと理解しておりますが、相違ないでしょうか。  | 本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらず、すべて実施してください。 |
| 152 | 実施方針 | 修繕リスク      | 26   | 41 |     |     |    |      |    |      | 修繕リスクについて、選定事業者のリスクとなっておりますが、経年劣化により必要となる経常修繕についてであり、大規模修繕は事業外という認識で宜しいでしょうか。                                 | 本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらず、すべて実施してください。 |
| 153 | 実施方針 | 修繕リスク      | 26   | 41 |     |     |    |      |    |      | 「経年劣化により必要となる修繕のリスクは事業者負担」とありますが、提案時の長期修繕計画にない、予期しない修繕が発生した場合は、貴県との協議により、事象によっては貴県の負担となることがある、との理解でよろしいでしょうか。 | 本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらず、すべて実施してください。 |
| 154 | 実施方針 | 修繕リスク      | 26   | 41 |     |     |    |      |    |      | 修繕リスクの分担が選定事業者となっておりますが、経年劣化含む修繕については、サービス購入費として見込む、という認識でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                      |
| 155 | 実施方針 | 光熱水費の変動リスク | 27   | 42 |     |     |    |      |    |      | 「※5光熱水使用量の増減については、見直すことも含め検討している。」とありますが、検討結果の回答はいつ頃になりますでしょうか。   | 入札公告時にお示しします。                                   |
| 156 | 実施方針 | 光熱水費の変動リスク | 27   | 42 |     |     |    |      |    |      | 事業者負担の光熱用水費の物価変動リスクは石油価格や為替の変動リスクを事業者側では負えず、県側で電気料やガス代とその基本料金等を含む利用料金が、変動する際には都度料金の改定を行っていただけるとの認識で宜しいでしょうか。  | 入札公告時にお示しします。                                   |

| No. | 資料名  | タイトル          | 該当箇所           |    |     |     |    |      |    |      | 質問内容  | 回答            |
|-----|------|---------------|----------------|----|-----|-----|----|------|----|------|---|---------------|
|     |      |               | 頁              | 数  | (数) | (数) | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) |   |               |
| 157 | 実施方針 | リスク分担表<br>※2  | 27             |    |     |     |    |      |    |      | 一定の金額は入札説明書で示されると考えてよろしいのでしょうか。                                   | ご理解のとおりです。    |
| 158 | 実施方針 | リスク分担表        | 25<br>26<br>27 |    |     |     |    |      |    |      | リスク分担表について備考にあります※2・※3・※4の分担割合は入札公告時にお示し頂けますか。                    | 入札公告時にお示しします。 |
| 159 | 実施方針 | 予想されるリスクと責任分担 | 27             | ※3 | (2) |     |    |      |    |      | 「※3 一定の範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。」とありますが、一定範囲の内容についてご教示ください。 | 入札公告時にお示しします。 |